

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例

〔平成 7 年 12 月 19 日
条例 第 6 号〕

改正	平成 13 年 2 月 21 日条例第 3 号 平成 16 年 12 月 20 日条例第 5 号 平成 19 年 2 月 9 日条例第 2 号 平成 21 年 3 月 26 日条例第 3 号 平成 28 年 3 月 30 日条例第 2 号 平成 29 年 7 月 4 日条例第 3 号	平成 14 年 2 月 26 日条例第 2 号 平成 18 年 12 月 26 日条例第 4 号 平成 20 年 12 月 24 日条例第 3 号 平成 22 年 3 月 26 日条例第 3 号 平成 28 年 12 月 26 日条例第 7 号
----	---	--

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和 45 年条例第 14 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（1 週間の勤務時間）

第 2 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

3 地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項又は同法第 28 条の 6 第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内において、規則で定める。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 5 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、規則で定める。

5 任命権者は、職務の特殊性その他特殊な事由により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、管理者の承認を得て別に定めることができる。

6 前項の場合において、職員が 2 曆日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られたときは、当該勤務は、正規の勤務時間の始期の属する日の勤務とする。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内において、勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間（以下「割振り単位期間」という。）につき8日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上。以下この項において同じ。）の週休日を定めなければならない。ただし、職務の特殊性その他特殊な事由（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、割振り単位期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、8週間を超えない期間につき2週間当たり4日以上の割合で週休日（育児短時間職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（週休日の振替等）

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならぬ。

- 2 前項の休憩時間は、職務の特殊性その他特殊な事由がある場合において、規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

（休息時間）

第7条 任命権者は、第4条第1項の規定により正規の勤務時間の割振りを定められた職員については所定の勤務時間のうちに、規則の定めるところにより、休息時間を置くものとする。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(時間外勤務代休時間)

第8条の2 任命権者は、福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例第17条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある勤務日等(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号))

第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 前4項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（休日）

第9条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても同様とする。

2 第3条第1項の規定に基づき毎日曜日及び毎土曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、祝日法による休日が第4条及び第5条の規定により割り振られた週休日に当るときは、その直後の正規の勤務時間を割り振られた日（その日が休日に当るときは、当該休日直後の正規の勤務時間を割り振られた日）を祝日法による休日とみなす。

第9条の2 削除

（休日の代休日）

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2) 当該年の中途において新たに職員となるもの その年の在職期間を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが、公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

（病気休暇）

第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇で、規則でその期間を定める。

（特別休暇）

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、規則で定める特別休暇については、規則でその期間を定める。

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものという。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（昭和56年条例第1号。以下「給与条例」という。）第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務時間1時間当りの給与額を減給する。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する範囲内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、

同条例第 20 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第 16 条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び介護時間については、

規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(規則への委任)

第 17 条 第 12 条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続きその他の休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年条例第 3 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年条例第 2 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第 15 条の規定は、改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「旧条例」という。)第 16 条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して 3 月を経過しているもの(当該介護休暇の初日から起算して 6 月を経過する日までの間にある職員に限る。)についても適用する。この場合において、新条例第 15 条第 2 項中「連続する 6 月の期間内」とあるのは、「平成 14 年 4 月 1 日から当該状態についての介護休暇の初日から起算して 6 月を経過する日までの間」とする。

2 旧条例第 16 条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して 3 月を経過していない職員の介護休暇の期間については、新条例第 15 条第 2 項中「連続する 6 月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して 6 月を経過する日までの間」とする。

附 則(平成 16 年条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 4 号)

この条例は、平成 19 年 2 月 15 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 2 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 3 号)

この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年条例第 3 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年条例第 3 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 2 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 7 号）

（施行期日）

この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 16 条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して 6 ヶ月経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条第 1 項に規定する指定期間については、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して 6 ヶ月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

附 則（平成 29 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。